

仕 様 書

1. 件 名 豊中市役所庁舎花壇苗管理業務
2. 管理場所 別紙図面①～④の花壇及びバラ群・フラワーポット
3. 履行期間 契約締結日 から 令和9年（2027年）3月31日まで
4. 業務内容

○花壇苗植え替え場所及び回数

花壇（別紙図面②、④）及びフラワーポット（別紙図面①、③計15か所（うち円形フラワーポット1か所））の年4回

○花壇苗植え替え内容及び維持管理

- (1) 1回目の植え替えは6月初旬までの閉庁日（相談可）に実施すること。
- (2) 花壇及びフラワーポットには、3号ポット1,200苗以上。
- (3) 苗植え替え時において、腐葉土等を追加し、土の維持管理に努めること。
(花壇及びフラワーポット、年間40袋以上)
- (4) 花壇について、5月～9月は2週間に1回、3月中旬以降に1回除草を行うこと。
- (5) 花壇及びフラワーポットの花苗への灌水は年間40回程度行い、維持管理を行うこと。
- (6) 花壇及びフラワーポットの年4回の苗植え替えのうち、12月に葉牡丹を624本以上植えること。
- (7) 苗植え替え時には、花の名前を掲示すること。
- (8) 花が枯れた場合は、速やかに苗植え替えを行うこと。その場合の費用は、すべて負担すること。

○バラ群（花壇内）の維持管理

7月：花がら摘みを行うこと。

7～8月：この間に害虫が発生していれば、消毒を行うこと。

病気の発症を抑えるため殺菌を行うこと。

8月：花がら摘みを行うこと。

液肥を施すこと。

7～9 月：この間にシュート剪定を 2 回行うこと。

8～9 月：この間に軽剪定を 1 回行うこと。

9 月：花がら摘みを行うこと。

9～10 月：この間に害虫が発生していれば、消毒を行うこと。

病気の発症を抑えるために殺菌を行うこと。

11 月：液肥を 2 回施すこと。

12 月：強剪定を行うこと。

1～2 月：この間に、バラを中心に周り幅 30 cm 深さ 10 cm 程度土を掘り、元肥を施すこと。

3 月：液肥を 4 回施すこと。

※ バラの消毒にあたり、不必要な消毒は避けること。

消毒を実施する場合は、薬剤の飛散の防止に努めること。

適用外の薬剤は使用せず、法令を遵守すること。

使用する薬剤については、用量用法を守って施すこと。

この他、必要であれば適宜、花がら摘みを行うこと。

○上記業務内容に伴う廃棄物の処理については、受託者で行うこと。

○上記業務内容における、花壇苗植替え作業及び維持管理並びにバラ群の維持管理については、この業務委託の主たる部分と指定する。

5. そ の 他

作業実施については、担当職員と打ち合わせした後、作業日報表を提出すること。

委託料の支払方法については、四半期ごと年 4 回の支払いとする。

【 別紙 】

